



栃木県公報

令和元（2019）年
6月18日（火）
第13号

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 151
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 152
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 152
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 152
- 地籍調査の成果の認証..... 153
- 土地改良区定款変更の認可..... 153
- 道路の区域の変更..... 153
- 道路の供用開始..... 154

公 告

- 土地改良区役員の就任..... 154
- 開発行為の工事完了..... 154

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 155

正 誤

- 令和元（2019）年第10号中..... 157

告 示

栃木県告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年 6 月18日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成31（2019）年 4 月 1 日	真岡市休日夜間急患診療所	真岡市中郷227-1
令和元（2019）年 5 月 1 日	顎口腔いろはクリニック	日光市瀬尾298
令和元（2019）年 5 月 1 日	みどり薬局	佐野市伊賀町44
令和元（2019）年 5 月 1 日	いわぶち調剤薬局	下野市下古山1-6-22
令和元（2019）年 5 月 1 日	あゆみ薬局那須烏山店	那須烏山市金井1-13-8

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成 31 (2019) 年 4 月 1 日	株式会社ZAC	群馬県太田市龍舞町 2807-1	訪問看護ステーションUP	足利市鹿島町603-3 ブレジール鹿島A102

栃木県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年6月18日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成 31 (2019) 年 4 月 18 日	追田 健治	茨城県筑西市横塚286-4	訪問医療マッサージ KEIROW小山ステーション	小山市花垣町1-7-6
平成 31 (2019) 年 4 月 30 日	関 隆晃	那須塩原市西三島7-253-34	きつれがわ鍼整骨院	さくら市喜連川3876

栃木県告示第98号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年6月18日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成31(2019)年4月1日	モオカ内科・糖尿病クリニック (真岡くまくら診療所)	真岡市熊倉2-21-1
平成31(2019)年4月1日	クオール薬局佐野堀米店 (SFC薬局 佐野店)	佐野市堀米町3921-3

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第99号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成29（2017）年7月1日	あしかがの森足利病院【歯科】	足利市大沼田町615
平成31（2019）年1月1日	ハート歯科クリニック	佐野市植野町2000-1
平成31（2019）年4月30日	みどり薬局	佐野市伊賀町44
平成31（2019）年4月30日	いわぶち調剤薬局	下野市下古山1-6-22

（保健福祉課）

栃木県告示第100号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
矢板市	矢板市乙畑の一部	矢板市乙畑の一部（乙畑Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年6月7日

（農村振興課）

栃木県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
西下ヶ橋土地改良区	令和元（2019）年6月7日
新里土地改良区	令和元（2019）年6月7日
藤岡土地改良区	令和元（2019）年6月7日

（農地整備課）

栃木県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年6月18日から同年7月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 大子那須線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
24	前	那須郡那須町大字芦野2142-2 から 那須郡那須町大字芦野2315-12まで	8.5 ~ 15.2	219.8	
	後	那須郡那須町大字芦野2142-2 から 那須郡那須町大字芦野2315-12まで	12.1 ~ 24.6	219.8	
24	前	那須郡那須町大字芦野2315-4 から 那須郡那須町大字芦野2316-27まで	9.5 ~ 19.2	115.7	
	後	那須郡那須町大字芦野2315-4 から 那須郡那須町大字芦野2316-27まで	12.5 ~ 36.2	115.7	

栃木県告示第103号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年6月18日から同年7月17日まで一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年6月18日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
24	主要地方道 大子那須線	那須郡那須町大字芦野2142-2 から 那須郡那須町大字芦野2315-12まで	令和元(2019)年 6月18日
24	主要地方道 大子那須線	那須郡那須町大字芦野2315-4 から 那須郡那須町大字芦野2316-27まで	令和元(2019)年 6月18日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元(2019)年6月18日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
上河内土地改良区	理事		小嶋 俊則	宇都宮市芦沼町2770		平成31 (2019). 4.1

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字砂田2118番1、 2114番3	河内郡上三川町大字石田2081番地3	山 本 敏 廣
河内郡上三川町大字石田字砂田2114番1	河内郡上三川町大字石田2081番地4	渡 辺 大 樹
塩谷郡高根沢町大字平田字落合381番3、 385番3、382番2 (開発行為に関する工事) 塩谷郡高根沢町大字平田字落合385番2、 385番2地先	塩谷郡高根沢町大字平田382番地	安 積 尚
下野市柴字大道北408番5	下野市駅東二丁目7番36号ポンテリー ベA-103	菊 地 康 昭
下野市薬師寺字祇園原3312番17	埼玉県三郷市早稲田2丁目9番地2リ リー・プランドールI-201	海 老 原 隆
下都賀郡野木町大字野渡字狐塚172番1	茨城県筑西市舟生1073番地261	坂 入 博
下都賀郡野木町大字友沼字卯ノ木5942番1	茨城県下妻市砂沼新田51番地1アルコ バレーノS・A203号室	酒 井 浩 司

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年6月18日

栃木県産業技術センター所長 平 出 孝 夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 揮発性成分解析システム 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和元（2019）年11月19日
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「精密機械類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和元（2019）年8月6日から同月20日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元（2019）年6月18日から同年7月30日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和元(2019)年8月6日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 令和元(2019)年8月20日午前10時 栃木県産業技術センター相談室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和元(2019)年6月18日から同年7月30日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 令和元(2019)年8月1日までに発送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき、1の(1)の件名の納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 審査

ア 技術審査 栃木県産業技術センター所長が、入札者の作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準 1の(1)の件名の納入物品仕様書が、栃木県産業技術センターで交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

(5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Volatile component analyzer 1set

(2) Time and Date of bidding:

5:00p.m., August 6, 2019

(3) Information is available at:

Department of Management

Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture

1-5-20 Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi 321-3226

TEL 028-670-3395

(工業振興課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和元 （2019）年 第10号	128	8～9	$\left \frac{1}{3} \right $ の利用	$\left \frac{1}{2} \right $ の利用